

※この書面は裁判所の正式書面ではありませんが、特に東京地方裁判所民事第20部のご了解を得て同送させていただきます。

令和5年2月27日

債権者各位

破産者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド
破産管財人 弁護士 野田 聖子

破産手続開始決定のお知らせ

株式会社チェンジ・ザ・ワールド（以下「破産会社」といいます）は、令和5年2月27日午後5時、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました（事件番号 令和5年（フ）第1000号）。

今後は、裁判所の監督の下、破産管財人において破産会社の資産を換価・回収し、負債の調査を行います。その結果については、財産状況報告書等を破産会社のホームページ（破産会社ホームページを、同じURLのまま破産管財人ホームページに改修しますので、以下「破産管財人ホームページ」といいます。）に掲載して、随時、情報提供を行うことを予定しております。

資産および負債の調査が進み配当の目途が立った場合には、後日、破産債権届出書を、ワット及びグリーンワットのサービス利用者（以下「サービス利用者」といいます）の皆さまには「ワットストア」のアプリまたはWebサイト（以下「本サイト等」といいます）のマイページにて、サービス利用者以外の債権者の皆さまには郵送にて、各々お送りしますので、債権の届出をお願いいたします。それまでに特段の取られなくても不利益を受けることはありませんので、ご安心ください。当職としましては、本年5月末日までに破産債権届出に関するご連絡させていただく可能性があると考えております。

本サイト等は一時的に閉鎖されていますが、再開した場合は破産管財人ホームページを通じてご連絡しますので、サービス利用者の皆さまにおかれましては、破産管財人ホームページによるご連絡を適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

本件は、債権者数が極めて多く、個別のお問合せに対応することが困難な状況にあります。破産手続の進行その他のお問合せにつきましては、破産管財人ホームページのお問合せフォームによりご連絡いただき、その内容を取りまとめて、破産管財人ホームページの「よくあるお問合せ」コーナーを更新することにより回答とさせていただきますので、何卒ご了承ください。また、サービス利用者の皆さまにおかれましては、メールアドレスや登録事項に変更のある場合も、破産管財人ホームページのお問合せフォームによりご連絡いただくようお願いいたします。

債権者の皆さまには、大変なご迷惑をおかけしますが、本件の諸事情をご理解いただき、破産手続へのご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【破産管財人ホームページ及びホームページのお問合せフォーム】

破産管財人ホームページ：<http://ctws.jp>

ホームページお問合せフォーム：<https://ctws.jp/contact>

【破産管財人室コールセンターの電話番号】

0234-43-6203

月～金（土日祝除く）10:00～12:00／13:00～16:00

※ 電話はつながりにくいことが予想されます。

なるべく破産管財人ホームページのお問合せフォームをご利用ください。